

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-12
処分の種類	立入検査によらない検定証印等の除去			
根拠法令条例等・条項	計量法第154条第1項			
処分の概要	立入検査が認められている場所以外(一般家庭)で使用されている特定計量器が基準不適合等の場合の検定証印等の除去			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第154条 第151条第1項に規定する場合のほか、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であつて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第151条第2項から第4項までの規定は第1項の場合に、同条第4項及び第152条第2項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第151条第4項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。</p> <p>○計量法施行令第40条(立入検査によらない検定証印等の除去に係る特定計量器)</p>			
基準の制定根拠	—			